

## \*\*\*「精神障害者保健福祉手帳」の交付を受けられた方への支援\*\*\*

### 1. 税制上の優遇措置が受けられます。

- 所得税の障害者控除等** 1級 2級 3級  
本人または控除対象配偶者や扶養親族が手帳をお持ちの場合、所得金額から級に応じた額が控除されます。  
また、1級の方と同居している場合、上記のほか、配偶者控除・扶養控除に加算があります。  
(問い合わせ先) 国税庁
- 住民税の障害者控除等** 1級 2級 3級  
本人または控除対象配偶者や扶養親族が手帳をお持ちの場合、所得金額から級に応じた額が控除されます。  
また、1級の方と同居している場合、上記のほか、配偶者控除・扶養控除に加算があります。  
(問い合わせ先) 市町村の課税担当課
- 利子等の非課税** 1級 2級 3級  
少額預金の利子所得等の非課税制度(マル優)及び少額公債の利子の非課税制度(特別マル優)を利用できます。  
(問い合わせ先) 銀行などの金融機関
- 相続税の障害者控除等** 1級 2級 3級  
障害者が相続した場合、税額から年齢及び急に応じた額が控除されます。  
(問い合わせ先) 国税庁
- 贈与税の非課税** 1級  
1級の方への贈与に当たり、信託銀行との間で、「特別障害者扶養信託契約」を結ぶと、贈与額のうち一定額まで非課税となります。  
(問い合わせ先) 国税庁
- 自動車税・軽自動車税・自動車取得税の減免 普通自動車税・自動車取得税** 1級  
1級の精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方が使用する自動車、及び当該障がい者等と生計を一にする方又は常時介護する方が当該障がい者のために使用する自動車で、一定の要件を満たす場合には、申請により一人一台に限って、自動車税及び自動車取得税が一定の上限まで減免されます。  
(主に精神障がい者等が納税義務者となっている自動車が対象です。また、軽自動車税は、お住まいの市町村が減免を行いますので、対象となる等級についてはお住まいの市町村にご確認ください。)  
(問い合わせ先) 軽自動車税 市町村課税担当課  
自動車税・自動車取得税 県税事務所

### 2. 生活保護を受給している方は障害者加算が支給されます。 1級 2級

生活保護を既に受給している方のうち、障害の原因となった疾病について、初めて医師の診療を受けてから1年6ヶ月以上過ぎている方で、1級又は2級の手帳をお持ちの方は、障害者加算がつくことがあります。  
(問い合わせ先) お住まいの地域を管轄する福祉事務所

### 3. 宮崎交通バスの運賃割引が受けられます。 1級 2級 3級

精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方は、県内の路線バス運賃の割引(5割引)が受けられます。  
(問い合わせ先) 宮崎交通

### 4. 電話について、サービスが受けられます。 1級 2級 3級

- NTT電話番号案内の無料利用(ふれあい案内)**  
事前の申し込みにより、NTTの電話番号案内(104)が無料で利用できます。  
(問い合わせ先) NTT西日本
- 携帯電話料金の割引**  
申し込みをすると、携帯電話の基本料金等の割引サービスが受けられます。  
(問い合わせ先) 各携帯電話会社

### 5. NHKの受信料が免除されます。 1級 2級 3級

(全額免除)  
手帳をお持ちの方がいる世帯で、かつ世帯全員が市町村民税非課税の場合。  
(半額免除)  
1級の手帳をお持ちの方が、世帯主でかつ受診契約者の場合。  
免除申請手続きが必要です。  
(問い合わせ先) お近くのNHK放送局

その他の民間団体・企業等における優遇措置については、当該団体・企業等に直接お問い合わせください。